

**鳥取県告示第 293 号**

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
616	財団法人鳥取県交通安全協会鳥取地区協会	所在地	鳥取市青葉町三丁目 127	鳥取市千代水三丁目 100	平成 19 年 3 月 5 日